

碧南市指定袋（燃やすことのできるごみの袋）販売店募集案内（令和9年4月1日～）

碧南市では、燃やすことのできるごみ袋（以下「指定袋」という。）の販売にご協力いただける「指定袋販売店」を募集しています。

1 募集の目的

指定袋の1枚目からの有料化に伴い、指定袋の購入需要の大幅な増加が見込まれることから、販売店を募集し、市民の利便性の向上を目的とする。

2 指定袋販売店の主な業務

- (1) 指定袋の販売、発注、受取、在庫管理
- (2) 指定袋代金の市への納入
- (3) 指定袋の販売実績等の報告（必要に応じて）

3 指定袋の種類及び販売価格について

	令和9年4月1日～ 令和12年3月31日	令和12年4月1日 以降
指定袋大10枚につき	110円	220円
指定袋中10枚につき	70円	150円
指定袋小10枚につき	50円	100円

※段階的な価格改定を予定しています。

4 販売手数料について

指定袋の発注数に対し、1枚当たり1円×消費税の販売手数料を販売店へお支払いします。手数料は月末締めで締め切り、翌月に指定口座に振り込みします。

5 指定袋の販売にあたっての注意事項

- (1) 指定袋の価格は、市の条例で規定していますので、販売店が値引きや景品、サービス品として配布しないでください。また、ばら売りは行わず、1セット（10枚）単位で販売をしてください。
- (2) 市から購入した指定袋以外は販売しないでください。
- (3) 全種類（指定袋大、指定袋中、指定袋小）の指定袋を販売し、欠品のないようにしてください。
- (4) 市民から不良品の申出があった場合は、確認のうえ交換してください。

(5) 指定袋には、企業広告を掲載する場合があります。

(6) 事業者には販売しないでください。

(7) 指定袋の返品には応じません。

ただし、令和12年4月1日の価格改定時に残っている在庫は、市で引き取り精算する予定です。

6 指定袋販売店事務の流れ

(1) 発注

発注方法：FAX又はメール

発注締切：毎週金曜日正午締切、翌週中に業者より配送

※令和9年度初回発注は、全種類（大、中、小）最低1箱以上の発注が必要です。
（各サイズ1箱500枚入り）

※初回以降の追加発注は、指定袋大、中、小ごとに1箱単位での発注になります。

なお、指定袋大、中、小のうち必要な種類のみ発注可能です。

(2) 納品

毎週金曜正午までに発注された指定袋を、翌週中に市委託業者から販売店へ直接配送します。

(3) 指定袋代金の納付

市から指定袋代の納付書を郵送します。納付期限（納付書発送から14日程度）までに納付をお願いします。

(4) 販売手数料の振込

市から販売手数料（1枚当たり1円×消費税）を指定口座へ振り込みます。（月末締め、翌月振り込み）

7 販売店の資格要件

小売業又はサービス業を営む店舗であること。

8 申請方法

(1) 必要書類

ア 販売店指定申請書

※複数店舗をまとめて申請する場合は別紙「販売店指定申請店舗一覧」も合わせてご提出ください。

イ 店舗の位置図（手書き可）

(2) 提出先

碧南市経済環境部環境課ごみ減量係

9 結果の通知

提出されました申請書類をもとに、市で審査の結果、指定袋販売店として認めた場合は、指定証を送付します。また審査の結果、指定しない場合は、その旨を書面にて通知します。

10 その他

指定袋販売店はホームページ等を通して、市民の皆さんに紹介させていただきます。

【申込み・問合せ先】

〒447-8601 愛知県碧南市松本町 28 番地

碧南市経済環境部環境課ごみ減量係

電話：0566-95-9899 FAX：0566-48-2940 E-mail：kankyoka@city.hekinan.lg.jp